

快適トイレの設置の試行に関する特記仕様書

1 目的

本工事は、建設現場を誰もが働きやすい環境とする取組の一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を設置し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

2 実施方法等

快適トイレの設置の実施にあたっては、「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」によるものとする。この試行要領は、県土整備局都市部技術管理課のホームページから入手できる。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/index.html>)